

司法書士青木一典事務所報酬表(H26.4改定)

種別		報酬額	
		基本報酬	手続報酬
1 所有権の登記	1. 保存	登録免許税の課税標準価格等価格が 1000万円まで5860円以上7700円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2400円以上2800円以下を加う 5000万円を超えるもの1000万円までごとに1730円以上2110円以下を加う	1件 5000円
	2. 移転	登録免許税の課税標準価格等価格が 500万円まで13000円以上15000円以下 1000万円まで15460円以上19140円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2400円以上2800円以下を加う 1億円を超えるもの1000万円までごとに1730円以上2110円以下を加う	
	3-1. 更正 3-2. 抹消 3-3. その他	9500円以上12000円以下	
	4. 名義人表示変更、更正	3600円以上4660円以下	1件 2400円
2 所有権以外の登記	1. 用益権又は担保権の設定 若しくは債権額の増加(鉅害賠償登録を含む)	課税標準価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで14900円以上17900円以下 5000万円まで19640円以上24000円以下 1億円まで25550円以上31070円以下 1億円を超えるもの1億円までごとに7160円以上8420円以下を加う	1件 5000円
	2. 処分、移転	8290円以上10610円以下	1件 2400円
	3. 変更、更正、抹消、その他	3600円以上4660円以下	
	4. 名義人表示変更、更正	3600円以上4660円以下	
<p>備考</p> <p>(1)課税標準価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報酬額は、課税標準価格を500万円とみなして算出する、ただし、担保権については債権額を課税標準価格とみなす。</p> <p>(2)①不動産登記法第74条第2項の規定による区分建物の所有権保存の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものにあつては、9600円以上11250円以下、その他のものにあつては、3600円以上4660円以下を加算する。</p> <p>②区分建物の所有権移転の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものに限り、9600円以上11250円以下を加算する。</p> <p>(3)不動産の登記で不動産の個数が1個を超える分については、1個について1000円を加算する。</p> <p>(4)不動産の登記で当事者の人数が2人を超える分については、1人について1000円を加算する。</p> <p>(5)依頼者の要請により、関係当事者の会する場に出席し、相互に関連する申請手続の説明、申請内容の確認、登記申請人の意思の確認等を行う連件一括処理事案(例えば、既登記担保権の解除、所有権移転、新担保権の設定)を受託した場合は、個々の事件の基本報酬と手続報酬の合計額に、さらに15%以内の金額を加算することができる。</p> <p>(6)登記済証、登記識別情報の紛失により本人確認情報を作成したとき 登記義務者に対し100000円を加算する。</p>			

I 登記又は供託に関する申請、審査請求又は抵当証券の交付の手續の代理

3 商業 又は 法人 の 登記	1. 本店(主たる事務所を含む。)所在地における登記 (イ)設立 (合併又は組織変更による設立を含む。)	課税標準価格が500万円まで22640円以上27400円以下 1000万円まで27600円以上33110円以下 5000万円まで33400円以上40200円以下 1億円まで41170円以上49400円以下 1億円を超えるもの1億円までごとに11330円以上13360円以下を加う 課税標準価格がないもの26230円以上31750円以下	
	(ロ)外国会社の事務所の新設 (営業所設置を含む。)	26230円以上31750円以下	
	(ハ)会社の資本の増加 (合併による増加の場合を除く。)	課税標準価格が500万円まで10610円以上13420円以下 1000万円まで15450円以上19150円以下 5000万円まで17890円以上21870円以下 1億円まで20220円以上24680円以下 1億円を超えるもの1億円までごとに6500円以上7750円以下を加う	
	(ニ)合併 (合併による設立を除く。)	課税標準価格が500万円まで10610円以上13420円以下 1000万円まで15450円以上19150円以下 5000万円まで17890円以上21870円以下 1億円まで20220円以上24680円以下 1億円を超えるもの1億円までごとに6500円以上7750円以下を加う 課税標準価格がないもの9450円以上12070円以下	1件 5000円
	(ホ)転換社債の発行	14780円以上18380円以下	
	(ヘ)会社の資本の減少、株式の譲渡の制限、会社の解散、会社の継続、清算の結了	10030円以上12740円以下	
	(ト)会社の本店移転、商号又は目的の変更、 新所在地における支店の登記	8300円以上10620円以下	
	(チ)社員、役員、支配人等の選任及び変更	7000円以上10500円以下	
(リ)その他の登記	4090円以上5340円以下	1件 3650円	
2. 支店(従たる事務所を含む。)所在地における登記	2920円以上3900円以下		
4 財団 登記	1. 所有権保存	54800円以上65600円以下	
	2. 分割、合併	23800円以上28950円以下	1件 5000円
	3. 目録の変更	12360円以上15560円以下	
5 債権 譲渡 登記	1. 債権譲渡	10個まで36300円以上41450円以下 10個から50個まで41450円以上46600円以下 50個を超えるもの50個までごとに6960円以上8180円以下を加う	1件 5000円
	2. 質権設定	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	
	3. 延長登記	17000円以上21720円以下	1件 3650円
	4. 抹消登記	9440円以上12070円以下	1件 2400円

6 船舶 (製造中の船舶を含む)	(1)所有権の登記 1. 保存又は移転	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5000円
	2. 船舶管理人	船舶管理人 36300円以上 41450円以下 船舶管理人の更迭 9440円以上 12070円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 3650円
	3. 変更登記 (船籍港の変更を除く)	9440円以上12070円以下	1件 3650円
	4. 船籍港の変更の登記	9440円以上12070円以下	1件 3650円
	(2)所有権以外の登記 1. 担保権の設定 若しくは債権額の増加	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5000円
	2-1. 処分又は移転	8050円以上10310円以下	1件 5000円
	3-1. 変更 3-2. 更正 3-3. 抹消	9720円以上12430円以下	1件 2400円
7 農業用動産 抵当に 関する 登記	1. 担保権に関する登記	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5000円
	2. 所有権の表示変更	3600円以上4660円以下	1件 2400円
	3. 農業用動産の表示変更	3600円以上4660円以下	
8 建設機 械に 関 する 登 記	1. 所有権に関する登記	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5000円
	2. 建設機械の表示変更	3600円以上4660円以下	1件 2400円
	3. 所有権以外の登記	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 4750円
	4. 建設機械の滅失及び 登記用紙の閉鎖	9720円以上12430円以下	1件 2400円
9 企業担 保権に 関 する 登 記	1. 企業担保権の設定	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5000円
	2. 企業担保権の変更	9720円以上12430円以下	1件 3650円
	3. 社債の分割発行の写し	3600円以上4660円以下	1件 2400円
	4. 企業担保権の移転	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5000円
	(10)抵当証券の交付	44250円以上53150円以下	1件 5000円
	(11)供託	目的価格が100万円まで2220円以上2920円以下 100万円を超えるもの100万円ごとに1600円以上1800円以下を加う	1件 2400円
	(12)審査請求	9440円以上12070円以下	1件 5000円

事件の種類	基本報酬				書類作成報酬
	目的価格				
	30万円まで	100万円まで (目的価格のないもの)	300万円まで	300万円を超えるもの	
1. 訴状(手形・小切手訴訟によるものを除く。) ・答弁書・準備書面	10400円以上 12400円以下	15400円以上 18190円以下	17400円以上 20500円以下	100万円ごとに 1000円以上 1100円以下を加う	正本 1枚 5000円 その他 1枚 500円
2. 督促手続申立書、手形・小切手訴訟によるもの	9200円以上 10900円以下	14100円以上 16700円以下	15700円以上 18500円以下	100万円ごとに 800円以上900円以下を加う	
3. 民事執行・民事保全申立書	9900円以上 11600円以下	14800円以上 17500円以下	16500円以上 19500円以下	100万円ごとに 900円以上1000円以下を加う	
4. 審判・調停・即決和解・非訟手続申立書	9900円以上 11600円以下	13600円以上 16100円以下	15300円以上 18000円以下	100万円ごとに 900円以上1000円以下を加う	
5. その他の雑事件	1. 文案を要するもの	9900円以上11600円以下			1枚 1000円
	2. 文案を要しないもの				
6. 民事再生手続	250000円以内				
7. 自己破産手続	250000円以内				
Ⅲ簡裁訴訟代理等関係業務			着手時の報酬額	判決利益に対する報酬	
	1. 通常訴訟	①訴額60万円まで	50000円	判決利益の15%	
		訴額140万円まで	①の報酬額に加えて ①の訴額を超える額の5%	判決利益の10%	
	2. 裁判外の和解交渉	1件あたり20000円		1件あたり利益の15%	
	3. 支払督促手続	訴額30万円まで	25000円	15%	
		訴額60万円まで	35000円	10%	
		訴額90万円まで	45000円	8.75%	
		訴額140万円まで	55000円	7.5%	
4. 少額訴訟事件	訴額30万円まで	30000円	15%		
	訴額60万円まで	50000円	10%		

IV その他の書類の作成等	(1)国籍に関する書類の作成		基本報酬	書類作成報酬
		1. 帰化申請書	54850円以上65600円以下	1件5000円
		2. 国籍取得の届出書	19050円以上23300円以下	
	3. 国籍離脱の届出書	7020円以上9260円以下		
	(2)その他の書類の作成	1. 文案を要するもの	1枚5000円	
		2. 文案を要しないもの	1枚1000円	
	(3)その他	1. 他人作成の提出書類の調査	1枚500円	
		2. 登記又は供託に関する申請書類の作成	報酬額の70%以内	
		3. 登記又は供託の申請行為の代理	報酬額の50%以内	
		4. 謄抄本、登記事項証明書、登記事項要約書又は印鑑証明書の請求及び受領	1通500円以内	
5. 登記簿閲覧(登記の申請手続の代理又は申請書類の作成若しくは申請行為の代理に関する場合を除く)		1用紙500円		
V 任意後見人・任意代理人及び任意後見契約・任意代理契約に関する事務		資産額	月額報酬	
		3000万円まで	30000円以内	
		5000万円まで	40000円以内	
		1億円まで	50000円以内	
		1億円を超えるとき 1億円ごとに	10000円を加算	
VI 相談	(1)個別的相談 (受託事件を伴う場合を除く。)	1時間 6000円以内		
	(2)継続的相談	月額 25000円以内		
VII 日当及び旅費等	(1)日当	依頼者の要請により事件処理で出張した場合 半日(2時間を超え4時間までの場合)25000円以内 1日(4時間を超える場合)50000円以内		
	(2)通信費及び旅費交通費	1500円以上5000円以下 依頼者の要請により事件処理で出張した場合 実費		
	(3)宿泊費	依頼者の要請により事件処理で出張した場合 実費		

青木一典事務所附随事務報酬表

種別	単位	報酬額
除籍謄抄本・改製原戸籍謄本・戸籍の附票 不在住・不在籍証明書・住民票等の取得	1請求	3500円以内
固定資産税評価証明書の取得	1請求	3500円以内
租税特別措置法第72条の2、73条、74条の証明書	1件	5000円以内
上記以外の租税特別措置法の証明書及び 登録免許税法第4条別表3に定める証明書	1件	20000円以内
定款認証代理	1件	25000円以内
印鑑カードの交付	1件	2000円以内
官報・新聞への公告掲載手続	1件	30000円以内